

雇児発第0220001号
社援発第0220001号
障 発 第0220002号
老 発 第0220003号
平成19年2月20日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省老健局長

「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について

社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定につい

て（平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」により示されているところであるが、平成18年4月から「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」が一部施行され、また平成18年10月から完全施行されたこと等により、従来の旧支援費制度から報酬体系等が改められ、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び指定知的障害児施設等が自立支援給付費等収入の内訳を明確に把握する必要があることから、標記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。